

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1号中「第78条第2項第2号及び第3号」を「第78条第2項第2号から第4号まで」に改め、同条第2号中「所得税法第78条第3項及び」を削る。

附則第6条第13号を削り、同条第12号中「法附則第15条第25項第3号ハ」を「法附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「法附則第15条第25項第3号ロ」を「法附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「法附則第15条第25項第3号イ」を「法附則第15条第25項第4号イ」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「法附則第15条第25項第2号ハ」を「法附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「法附則第15条第25項第2号ロ」を「法附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「法附則第15条第25項第2号イ」を「法附則第15条第25項第3号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

（7）法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 14分の11

附則第8条第2項中「第7条第17項」を「第7条第18項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第12条の3の改正規定及び次項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
 - （2）附則第6条から第8条までの改正規定及び附則（次項を除く。）の規定 公布の日（町民税に関する経過措置）
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第1号に掲げる規定による改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）第12条の3（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）
- 3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以

後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和６年８月30日提出

大磯町長 池田 東一郎